

「日本放送協会が放送法第20条第10項の認可を受けて実施する『オリンピックソチ大会に係るインターネットを利用したコンテンツ提供業務』の認可申請に対する総務省の考え方についての意見募集」の結果

I 意見募集期間

- ・平成25年10月1日から平成25年10月30日まで

II 提出された意見の件数、意見提出者

(1) 提出された意見の件数： 12件

(2) 放送事業者から提出された意見： 5件

意見提出者（提出順）：株式会社テレビ朝日、日本テレビ放送網株式会社、株式会社TBSテレビ、株式会社テレビ東京、読賣テレビ放送株式会社

(3) 団体から提出された意見： 2件

意見提出者（提出順）：一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人日本新聞協会（メディア開発委員会）

(4) 放送事業者及び団体以外の者から提出された意見： 5件

III 提出された意見と総務省の考え方

- ・別添のとおり。

提出された意見と総務省の考え方

※表中、左欄に提出された意見及び提出者、右欄に意見に対する総務省の考え方を記す。

(1) 総務省の考え方に肯定的な意見

<p>【意見 1-1】</p> <p>「(1) 基本的な考え方」を前提としたうえで、今回の申請内容は「オリンピック放送を補完する」ことが目的で、かつ、あくまでソチ大会の放送および期間内に限定した特別な取り組みであることから、「本業務を実施することにより、アクセス数やサーバーへの負荷に関するデータ等をハイブリッドキャストにおける配信基盤の構築やサービス設計の検討に役立てる」との理由は、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」(放送法第20条第2項第8号)の趣旨に合致するものと考えます。したがって、『協会が本業務を実施することは、適当である』『放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務』であると認められる』とする「総務省の考え方」の結論は妥当であると考えます。【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>協会からの認可申請に対する総務省の考え方に賛同する意見として承ります。</p>
<p>【意見 1-2】</p> <p>今回の申請内容は「オリンピック放送を補完する」ことが目的で、かつ、あくまでソチ大会の放送および期間内に限定した特別な取り組みであることから、「本業務を実施することにより、アクセス数やサーバーへの負荷に関するデータ等をハイブリッドキャストにおける配信基盤の構築やサービス設計の検討に役立てる」との理由は、放送法第20条第2項第8号の「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」の趣旨に添ったもので、「『放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務』であると認められる」とした「総務省の考え方」は妥当と考えます。【株式会社テレビ朝日】</p>	<p>(同上)</p>
<p>【意見 1-3】</p>	

<p>ただし、今回のオリンピック大会中継映像の提供に関しては、民間放送事業者およびNHKの生中継の放送に含まれない一部の競技に限定され、期間内で非営利且つ無料サービスとして「オリンピック放送を補完する」ことを目的として行なうものです。したがって、特認業務「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」としての申請については、あくまで特定のまた限定的な措置と読み取れることから、今回総務省が「適当」とする考え方は妥当なものと言えます。【株式会社TBSテレビ】</p>	<p>(同上)</p>
--	-------------

(2) 放送市場への影響についての意見

<p>【意見2-1】 NHKは巨大な全国組織であり、地方における民間放送事業者との体力差は歴然としています。本業務を含むインターネットサービス全般について、NHKが独占的な受信料収入を背景に拡大するのであれば、これまで以上に公共放送と民間放送の「放送の二元体制」のバランスへの配慮が不可欠になると考えます。 【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>協会のインターネット活用業務の在り方については、受信料財源により運営される特殊法人であるという協会の性格を踏まえ、検討されることが重要であると考えます。</p>
<p>【意見2-2】 NHKは巨大な全国組織であり、地方における民間放送事業者との体力差は歴然としています。本業務を含むインターネットサービス全般について、NHKが独占的な受信料収入を背景に拡大するのであれば、これまで以上に公共放送と民間放送の「放送の二元体制」のバランスへの配慮が不可欠になると考えます。 【日本テレビ放送網株式会社】</p>	<p>(同上)</p>
<p>【意見2-3】 またNHKは安定的な受信料収入を基盤としており、広告収入等を財政基盤とする民放事業者との差異は歴然としている。経営基盤の圧倒的な差異の中でNHKがインターネット活用業務を広げることは、公共放送と民間放送という「放送の二元体制」のバランスを欠く可能性があり、「市場への影響の程度」に十分配慮する必要がある。 【株式会社テレビ東京】</p>	<p>(同上)</p>

(3) 協会が行う放送業務についての意見

【意見3-1】

オリンピックそのものは、大変すばらしい祭典であります。

日本放送協会（以下、nhkという。）は、この案件について放送法第15条及び第20条に基づいて申請をしていますが、その前にnhkには、同法第4条に著しく抵触していることに総務省の方々は、ご存知であることとご推察申し上げます。

最近では、ヘイトスピーチなる判決例を長々と原告側に沿ったことを公共の電波を使って報道をしています。

これは、同法第4条第2項及び第3項並びに第4項に違反しています。

特に、第4項の「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。」がなされていません。

また、先の参議院議員通常選挙から解禁となった「ネット選挙」を取り上げた番組においては、特定の候補者を擁護する内容でありました。

これは正しく第4条第2項「政治的に公平であること。」に違反しています。

私は、nhkが第4条を忠実に遵守しない限り、nhkは信用できない、nhkは信頼できない状況です。

以上のことで、申請を許可しないでいただきたい。

また、インターネットの環境がない世帯には、全く無用であります。

それよりも、地上波及び衛星波の中継を第4条にのっとた充実した内容で行ってほしいものです。

受信料を払っている者として……。

（0.4億円……インターネットの環境がない世帯からも上納されているんでしょね。いったい何人分の受信料になるんだろう？）【個人2】

今回申請のあった業務は、オリンピックソチ大会に係る協会の放送を補完するものであります。また、オリンピック放送については、協会が決定する放送計画に沿って適切に放送されると考えます。

その他のご意見については、本意見募集の対象に対する直接のご意見ではないため、参考意見として承ります。

【意見3-2】

オリンピック大会に関してはNHKと民間放送事業者が連携し、自らの放送等を通

今回申請のあった業務は、オリンピックソチ大

<p>じてオリンピック大会を国民・視聴者に広く届け伝えるために注力しています。NHKは放送を行うことを目的として設立された特殊法人であることから、言うまでもなくNHKの必須業務である地上放送、BS放送でオリンピック放送を行うことが優先されるべきと考えます。【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>会に係る協会の放送を補完するものであります。また、オリンピック放送については、協会が決定する放送計画に沿って適切に放送されると考えます。</p>
<p>【意見3-3】 オリンピック大会に関し、民間放送事業者はNHKと連携し、放送等を通じてオリンピック大会を国民・視聴者に広く伝えるための努力を重ねてきました。NHKは放送を行うことを目的として設立された特殊法人であり、必須業務である地上放送、BS放送でオリンピック放送を行うことが第一義と考えます。【株式会社テレビ朝日】</p>	<p>(同上)</p>
<p>【意見3-4】 NHKは放送を行うことを目的として設立された特殊法人であることから、言うまでもなくNHKの必須業務である地上放送、BS放送でオリンピック放送を行うことが優先されるべきと考えます。【日本テレビ放送網株式会社】</p>	<p>(同上)</p>
<p>【意見3-5】 NHKが受信料に拠って獲得したコンテンツは本来、放送法第15条に定められているとおり、地上放送、BS放送等の基幹放送での活用を最優先すべきであります。【株式会社TBSテレビ】</p>	<p>(同上)</p>
<p>【意見3-6】 NHKは受信料で放送を行う特殊法人であり、視聴者に対しては基本的に「放送」でコンテンツを届けるという前提で、特別認可を検討する必要がある。【株式会社テレビ東京】</p>	<p>(同上)</p>

(4) 協会が行うインターネット活用業務についての意見

<p>【意見4-1】 標記の案件について、次の理由で申請の却下を希望します。 1 放送法第4条第1項第2号及び第3号に著しく抵触しており、これが、我が国の公</p>	<p>今回申請のあった業務は、オリンピックソチ大会に係る協会の放送を、インターネットを活用し</p>
--	--

<p>共放送？揚子江が流れる大陸の日本語放送局？その大陸から伸びている半島の日本語放送局？などと疑いたくなる。</p> <p>2 1に関連して、世間を賑わした事件事故における裁判の判決に所謂”大衆迎合”が甚だしく、これも放送法第4条第1項第4号に抵触しており、双方の言い分が明確になされていない。</p> <p>3 インターネット放送と謳っているが、その環境がない世帯では、どのように視聴するのか。これは放送法第15条の「～あまねく日本全国において受信できるように～」に抵触してはいないのか。</p> <p>4 予算が0.4億円となっているが、これは当然受信料で賄われるのであろう。しかし、2で示したようにインターネットの環境がないところでは、ただでご奉仕しているものであると考える。悪く言えば”ぼったくり”である。</p> <p>受信料を収めている者としては、この案件に0.4億円を注ぎ込むのであるならば、民法もどきのチャラチャラした番組を止め、中身の濃い放送を希望するものである。</p> <p>【個人3】</p>	<p>て補完するものであることから、放送法第15条に抵触するものではありません。また、本業務に係る費用についても、著しく多額とは認められません。</p> <p>その他の意見については、本意見募集の対象に対する直接の意見ではないため、参考意見として承ります。</p>
<p>【意見4-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NHKは受信料財源で運営されており、またNHKの業務は放送法で規定されていることから、いわゆる附帯業務（放送法第20条第2項第5号）や特認業務（同第20条第2項第8号）の範囲や解釈を安易に拡大することは慎むべきものと考えます。その意味において、今回の認可申請に関し意見募集が行われたことは適切であると考えます。 ・ 総務省「放送政策に関する調査研究会」第一次取りまとめ（平成25年8月）を受け、現在、行政においてNHKのインターネット活用業務に関する制度改正の検討を進めていると認識しています。NHKが申請した標記業務（以下、本業務）はあくまで技術やニーズの検証を目的として実験的に行うものであり、制度改正にあたっては後述する問題点にも十分配慮し、本業務を無条件に任意業務として認めることのないよう、慎重かつ十分な検討が必要であると考えます。また、本業務は、テレビ放送の 	<p>協会のインターネット活用業務の在り方については、受信料財源により運営される特殊法人であるという協会の性格を踏まえ、検討されることが重要であると考えます。</p> <p>また、今回申請のあった業務は、協会の放送番組をインターネットに同時に配信するものではなく、仮に本業務が認可される場合であっても、こうした業務の実施が認められるものではありません。</p>

<p>インターネット同時配信（以下、ネット同時配信）とはまったく性格が異なるサービスであり、仮に本業務が実施されるとしても、NHKがネット同時配信を実施する根拠にはなり得ないと考えます。【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	
<p>【意見 4-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> NHKは受信料財源で運営される特殊法人であり、その業務内容は放送法で規定されていることから、いわゆる附帯業務（放送法第20条第2項第5号）や特認業務（同第20条第2項第8号）の範囲や解釈を拡大すべきではないと考えます。 今回NHKが申請した業務は技術やニーズの検証を目的に実験的に行うものであり、今後、NHKのインターネット活用業務に関する制度改正を検討する場合に、これを前例に、安易に任意業務として認めることのないようにすべきです。また、今回の業務は、テレビ放送のインターネット同時配信とは性格の異なるサービスであり、NHKがインターネット同時配信を実施する根拠にはなり得ないと考えます。 <p>【株式会社テレビ朝日】</p>	<p>(同上)</p>
<p>【意見 4-4】</p> <ul style="list-style-type: none"> NHKは受信料財源で運営されており、またNHKの業務は放送法で規定されていることから、いわゆる附帯業務や特認業務の範囲や解釈を安易に拡大することは慎むべきものと考えます。 NHKが申請した標記業務（以下、本業務）はあくまで技術やニーズの検証を目的として実験的に行うものであり、制度改正にあたっては後述する問題点にも十分配慮し、本業務を無条件に任意業務として認めることのないよう、慎重かつ十分な検討が必要であると考えます。また、本業務は、テレビ放送のインターネット同時配信（以下、ネット同時配信）とはまったく性格が異なるサービスであり、仮に本業務が実施されるとしても、NHKがネット同時配信を実施する根拠や前例にはなり得ないと考えます。【日本テレビ放送網株式会社】 	<p>(同上)</p>
<p>【意見 4-5】</p> <p>当委員会はかねて述べてきた通り、NHKだけがインターネットを利用すべきではな</p>	<p>(同上)</p>

い、という意見は持っていない。しかし、放送法で規制され、現行の受信料制度で保護されるNHKのインターネット利用は、限定的なものであるべきだという立場にある。なぜならば、①租税に近い受信料制度で成り立ち、放送を主たる業務とするNHKの業務範囲が、「附帯業務」を拡大解釈し、「特認業務」という例外措置でインターネット業務に及び、それが肥大することは法の基本概念をゆがめる、②NHKのインターネット利用が無制限に拡大すると、民間による市場の自立・発展を妨げかねない——と考えられるからである。これらの主張は、公平な競争条件こそが、メディアの多様性、多元性を担保し、国民の情報選択の幅を維持するために必要であるという前提による。

貴省「放送政策に関する調査研究会」（放政研）の第一次取りまとめが8月に示され、法整備に向けて行政において検討が進められていることと認識している。同「取りまとめ」では、NHKのインターネット活用業務も含めた放送以外の個別の業務については、NHKが任意業務として実施し得るかどうかを検討する基準として、「公共性が認められること」「放送の補完の範囲にとどまるものであること」「市場への影響の程度」の三つが示された。この点については、当委員会も評価できるものとした。

これらの観点から、今回の申請に対して意見を述べる。

【一般社団法人日本新聞協会】

（5）時差再生機能を付加したライブストリーミングについての意見

【意見5-1】

本業務は、ライブストリーミングに加え、①利用者が指定する過去の時点に巻き戻して時差再生できるようにする、②競技の翌日1日程度利用可能とする、としています。NHKがVODサービスのNHKオンデマンド（NOD）を受信料財源ではなく有料サービスとして実施していることに鑑みると、NHKが恒常的に無料で時差再生サービスを実施すれば、受信料財源による無料サービスと、受益者負担による有料サービスの境界が曖昧になるおそれがあるだけでなく、民間事業者の動画配信サービス

今回申請のあった業務は、オリンピック放送の活用を通じて、ハイブリッドキャストサービスの技術的検証等に資するものであり、その範囲において適切に行われるものと認識しております。

また、本業務は、オリンピックソチ大会開催期間中（約2週間）の時限付き申請となっております。

<p>市場に与える影響も懸念されます。このため、現段階で時差再生サービスの恒常化には賛成できません。【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>本業務が認可される場合であっても、時差再生機能を付加したライブストリーミングが恒常的に認められるものではありません。</p>
<p>【意見5-2】 今回NHKはライブストリーミングに加え放送中の番組の時差再生可能な映像を提供する業務を申請していますが、これはオンデマンドサービスの一形態と考えられます。NHKは「NHKオンデマンド」を受信料財源ではなく有料サービスとして実施しており、NHKが恒常的に無料で時差再生サービスを実施した場合、受信料財源による無料サービスと、受益者負担による有料サービスの境界が曖昧になるおそれがあります。さらに民間事業者の動画配信サービス市場に与える影響も懸念することから、時差再生サービスの恒常化は慎むべきと考えます。【株式会社テレビ朝日】</p>	<p>(同上)</p>
<p>【意見5-3】 本業務は、ライブストリーミングに加え、①利用者が指定する過去の時点に巻き戻して時差再生できるようにする、②競技の翌日1日程度利用可能とする、としています。NHKがVODサービスのNHKオンデマンド(NOD)を受信料財源ではなく有料サービスとして実施していることに鑑みると、NHKが恒常的に無料で時差再生サービスを実施すれば、受信料財源による無料サービスと、受益者負担による有料サービスの境界が曖昧になるおそれがあるだけでなく、民間事業者の動画配信サービス市場に与える影響も懸念されます。このため、現段階で時差再生サービスの恒常化には賛成できません。また、時差再生サービスは、再生開始時間が当該放送期間中に限定されているとはいえ、放送時間が終了した後も番組再生が可能になっており、放送時間を「はみ出した」部分については、裏にある民放の放送番組を圧迫する可能性があることから、時差再生サービスの恒常化には賛成できません。 【日本テレビ放送網株式会社】</p>	<p>(同上)</p>
<p>【意見5-4】 今回の申請においては、本来のライブストリーミングに加え、競技翌日1日程度の</p>	<p>(同上)</p>

<p>時点まで利用者の時差再生を可能とするとありますが、NHKが将来、オリンピック大会を含め、恒常的に無料で時差再生サービスを実施するようなことになると、受信料財源による無料サービスと受益者負担による有料サービスの区別が曖昧になり且つ民間事業者の動画配信サービスを脅かす可能性があります。また、受信料に拠って獲得したコンテンツでありながら、PC、携帯等のみで視聴が可能であり、受信料負担の公平性が懸念されます。【株式会社TBSテレビ】</p>	
<p>【意見5-5】</p> <p>ロンドン五輪の際、ライブストリーミングは、懸念してきたNHKによる放送番組のインターネットでの同時同報送信とは別のものと認識し、あくまで同五輪の放送計画に含まれない一部の競技種目を対象に、期間中約2週間限定で行うものであることから、限定的な実証実験と捉え、あえて貴省の見解に反対しなかった。しかし、放政研が示した3基準に照らせば、ライブストリーミングは放送波に乗らず、かつ単独で視聴に耐えるコンテンツであり、放送の補完という事業趣旨を逸脱している懸念が強い。</p> <p>「時差再生」や、「競技の翌日一日程度（現地時間）利用可能」とすることは、ライブストリーミングにアーカイブ的な要素が加わる。これらについて貴省は「放送を補完する」と判断しているが、放送の補完を超えた通信業務と考えられる。また、受信料財源によってコンテンツを入手し、無料でアーカイブのような形で提供することは、民間の市場形成・市場競争にも影響を及ぼしかねない。よって、実施を認めるべきではないと考える。</p> <p>【一般社団法人日本新聞協会】</p>	<p>(同上)</p>
<p>【意見5-6】</p> <p>「時差再生サービス」について、申請では再生期限を翌日1日程度としていることから、実態としてはオンデマンドサービスに類似したサービスと考えられる。そうした観点からは、現在受信料収入とは切り離して有料で行われている「NHKオンデマンド」に極めて近いものとなってしまう、適当ではないと考える。</p>	<p>(同上)</p>

<p>【株式会社テレビ東京】</p>	
<p>【意見5-7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オリンピックについては、国民的な関心が高い特別なイベントであることから、放送しない競技に限定してNHKがインターネットリアルタイム配信することが特例的に認められている。 <p>しかし、時差再生が可能なインターネット配信はこれとは全く性格を異にするものであり、実質的に「NHKオンデマンド」と同じサービスといえるが、「NHKオンデマンド」は放送法で定められているNHKの本来業務ではないことから、これまでも受信料を財源としない別会計で運用されてきた経緯がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の”放送されない競技の生中継映像を時差再生可能な形で提供する”ことは、上記のような総務省の放送政策に関する調査研究会などでの議論も経て確立されてきたNHKの本来の業務の在り方から大きく逸脱するものと言える。 ・従って、今回はあくまで期間限定の検証作業としては認められても、NHKが通常行う業務として相応しいかどうかは、放送政策調査研究会での議論に際して指標とされた「公共性」、「番組の補完」、「市場への影響の度合い」の3原則などを踏まえた慎重な検討が改めて行われることが必要と考える。【読賣テレビ放送株式会社】 	<p>(同上)</p>

(6) 大会公式データの提供についての意見

<p>【意見6-1】</p> <p>データ放送で流さない公式記録は「既放送番組等」には当たらない。これをインターネットで流すことは、放送補完の範囲を超えているのではないかと。公式記録配信は民間企業が有料サービスも含めて事業を実施しており、関連する市場への影響を及ぼす恐れが極めて高い。受信料財源で調達した情報だからといって、「有効活用にも資するもの」としてこのような業務を認めることは、NHKの無制限な業務範囲拡大につながりかねない。よって、実施を認めるべきではないと考える。</p> <p>【一般社団法人日本新聞協会】</p>	<p>今回申請のあった業務は、オリンピック放送の活用を通じて、ハイブリッドキャストサービスの技術的検証等に資するものであり、その範囲において適切に行われるものと認識しております。</p>
--	---

(7) 本業務の態様や情報公開についての意見

<p>【意見 7-1】 本業務を認可する場合には、以下の3点を要望します。</p> <p>① 本業務の対象はNHKおよび民間放送事業者による生中継の事前の放送計画に含まれない一部の競技種目であることを認可証等に明記し、申請内容どおりの実施を担保すること。</p> <p>② 上記放送計画における放送対象競技に加え、民間放送事業者がソチ大会でライブストリーミングを行う場合には、民間放送事業者が配信する競技種目と重複しないようにすること。</p> <p>③ 受信料財源により実施される本業務の実証結果・データおよび本業務に要した支出の詳細をNHKがホームページなどで広く一般に公表すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお今後、本業務の実施段階などにおいて、必要に応じて改めて意見を述べるものとします。 <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>今回申請のあった業務については、「オリンピックソチ大会において、協会及び民間放送による生中継の事前の放送計画に含まれない一部の競技種目について、その生中継映像を、インターネットを通じて、時差再生が可能な形で一般に提供する」とされており、本業務の認可の効力は、申請された内容の業務に限定されるものです。</p> <p>なお、当該申請において、「実施結果については、業務終了後とりまとめて協会のホームページ等で公表する」とされており、協会においては、費用の内訳を含め、本業務の結果について広く公表されるべきものと考えます。</p>
<p>【意見 7-2】 さらに今回の業務を認可するにあたっては、本業務の対象はNHKおよび民間放送事業者による事前の放送計画に含まれない一部の競技種目であることが確実に担保されること、民間放送事業者が配信する競技種目と重複しないようにすること、実証結果・データおよび本業務に要した支出の詳細をNHKがホームページなどで広く一般に公表することを強く要望いたします。【株式会社テレビ朝日】</p>	<p>(同上)</p>
<p>【意見 7-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務を認可する場合には、以下の4点を要望します。 <p>① 本業務の対象はNHKおよび民間放送事業者による生中継の事前の放送計画に含まれない一部の競技種目であることを認可証等に明記し、申請内容どおりの実施を担保すること。</p>	<p>(同上)</p>

<p>② 上記放送計画における放送対象競技に加え、民間放送事業者がソチ大会でライブストリーミングを行う場合には、民間放送事業者が配信する競技種目と重複しないようにすること。</p> <p>③ オリンピック競技の放送枠選定については、民放とNHKが協議した上で決定されているが、時差再生サービスに関しては、上記の協議に基づいた放送枠を超えて競技映像を再生させることになることから、民放の番組放送に影響を与えかねず、慎重な対応を取ること。</p> <p>④ 受信料財源により実施される本業務の実証結果・データおよび本業務に要した支出の詳細をNHKがホームページなどで広く一般に公表すること。</p> <p>【日本テレビ放送網株式会社】</p>	
<p>【意見7-4】</p> <p>ただ、受信料財源で実施する本業務に関しては、それに係る費用および実験結果を踏まえたデータ（特に時差再生利用者動向についての検証）等の詳細を開示するよう求めます。【株式会社TBSテレビ】</p>	(同上)
<p>【意見7-5】</p> <p>仮にロンドン五輪の際と同様のライブストリーミング業務を放送法20条2項8号の「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」（特認業務）として貴省が認めるのであれば、業務実施後にアクセス数や費用、効果等について検証・評価を行い、詳細な報告を視聴者・国民に対して公表すべきである。</p> <p>【一般社団法人日本新聞協会】</p>	(同上)
<p>【意見7-6】</p> <p>民間放送事業者およびその委託を受けた第三者が、インターネットを通じて生中継映像を提供する可能性があり、事前の配信計画によって調整し、これと重複の無いよう配慮すべきである。放送種目の重複のみならず配信種目の重複を避けることを本考え方および許可書面等に明記し、これを担保することを要望する</p> <p>受信料財源により実施される本業務については、収集したデータおよび検証結果に</p>	(同上)

<p>ついて民間放送事業者および類似サービスの実施を検討している事業者の求めに応じて、概要だけではなく詳細を提供することが公共放送の先導的役割と考える。これを本考え方および許可書面等に明記し、情報提供を担保することが必要と考える。</p> <p>【株式会社テレビ東京】</p>	
--	--

(8) 本業務と受信料との関係についての意見

<p>【意見 8-1】</p> <p>インターネットはNHKの放送とは別個の既にある情報空間である。しかし、NHKがインターネット上に放送することにより、放送法が拡大解釈され、インターネット利用者にNHKとの契約義務が発生することが懸念される。従って、インターネット上でのNHKへのコンテンツ放送を認めるべきではない。【個人 1】</p>	<p>今回申請のあった業務を認可することにより、放送法第64条第1項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるものではありません。</p>
<p>【意見 8-2】</p> <p>結論：当該認可に反対</p> <p>総務省の考え方の中に『協会は、当該コンテンツを無償で提供することとしており、営利を目的とするものにはあたらない。』と記載があるが、その後NHKがインターネットコンテンツの閲覧可能を理由として放送受信料を徴収する可能性があり、放送受信機の設置をしていない国民にも負担となる。【個人 4】</p>	<p>(同上)</p>
<p>【意見 8-3】</p> <p>PDFファイルを読ませていただきました。</p> <p>総務省様の意見には賛成なんですけど、NHKの報道姿勢はここ数年で著しく低下したように思います。</p> <p>いわゆる偏向報道が行われている現状でスポーツなどの報道に関してもいまひとつ疑いの念を持ってしまいます。</p> <p>確かにさまざまなスポーツをネットを介して見ることは素晴らしくアスリートたちの姿に偏向が入る余地はありません。</p>	<p>今回申請のあった業務を認可することにより、放送法第64条第1項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるものではありません。</p> <p>その他の意見については、本意見募集の対象に対する直接の意見ではないため、参考意見として</p>

<p>しかしそれを報道するキャスターたちが何らかのフィルターの入った発言をするのは日を見るより明らかです。</p> <p>NHKの大好きな言葉にお隣の国韓国とありますが、日本の隣国は中国・ロシア・北朝鮮・韓国・台湾国・アメリカとありますが韓国以外の国を嬉々とした表情でお隣の国と言っているのは聞いたことがありません。</p> <p>お隣の国とりわけ台湾に対してNHKが台湾を国として扱えるとはとても思えません。</p> <p>そういった公平さを欠く報道を公共放送が行いまして税金を継追うという姿勢は許せません。</p> <p>もし放送するにしても一度ビデオにとっておいてそれを時間差で空いている放送時間に放送すればいいことです。</p> <p>ましてNHKは受信料を徴収しています地上波・BSと受信できる環境であれば見る見ないとわず受信料は徴収されます。</p> <p>BSに関しては地上波とは別に受信料が発生しています。</p> <p>それでいて外国には無料放送をするという信じられない行いもしています。</p> <p>そのうえインターネット配信するとなればテレビをもってなくインターネットを繋いでる環境の人間にも受信料を払えというのが目に見えています。</p> <p>そういった悪態をつく前条件としてNHKが総務省を利用しようとしているようになりません。</p> <p>ここまで否定的な文を長々と書きましたが、あくまでも総務省様の意見には賛成します。</p> <p>ただし、前提として放送法を改正して日本よりも特定アジア重視というバカげた偏向報道を行っているNHKに対して改革を行うということが絶対条件です。【個人5】</p>	<p>承ります。</p>
---	--------------

(9) その他の意見

<p>【意見9-1】</p>	
----------------	--

更に、今回のオリンピック大会のようなジャパンコンソーシアムによる放送権契約において、時差再生を含む再放送等の権利関係については、将来的に民間放送事業者とNHKの両者間において慎重に検討されるべきであります。【株式会社TBSテレビ】

ご指摘のとおり、国内におけるオリンピックの競技映像の配信権の取扱いについては、関係者間の調整を経て決定されるものと認識しております。